

県南広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年2月5日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市中里字上大林551番地先から川辺字柵瀬547番地先まで	新	A 26.5~20.0 m	m 311.2
一関市川辺字柵瀬547番地先から字藤後向102番地先まで		B 46.0~11.7	872.9
一関市川辺字柵瀬547番地先から537番地先まで		C 46.0~18.2	242.5
一関市中里字上大林551番地先から川辺字柵瀬547番地先まで	旧	A 26.3~14.2	311.2
一関市川辺字柵瀬547番地先から字藤後向102番地先まで		B 53.2~11.7	872.9
一関市川辺字柵瀬547番地先から537番地先まで		C 53.2~15.5	241.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 令和3年2月5日から同年3月5日まで